

マル経資金 / 小規模事業者経営改善資金融資制度

本制度は、経営を改善しようとしている小規模事業者の方に低利・無担保・無保証人という有利な条件で貸付を行う国の制度です。

ご利用いただける方

- ・常時使用する従業員が商業・サービス業は5人以下、製造業・その他の業種は20人以下の個人事業所・法人事業所（ただし、宿泊業及び娯楽業は、常時使用する従業員の数
は20人以下の事業所）
〔従業員に、個人事業所の事業主および家族従業員・法人事業所の役員は、含みません。〕
（従業員に、個人事業所の事業主および家族従業員・法人事業所の役員は、含みません。）
- ・最近1年以上、当商工会地区内で事業を行っている方
- ・当商工会の経営指導を原則6ヵ月以上受けている方
- ・確定申告を行い、税金（所得税、法人税、事業税、県民税等）を完納している方
- ・日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方

融資の条件

- ・貸付限度額 2,000万円
- ・返済期間 運転資金7年以内 設備資金10年以内
- ・利率 経営改善利率

資金使途

- ・運転資金／仕入資金、買掛金・手形決済資金、給与・ボーナス、諸経費の支払いなどに
- ・設備資金／工場・店舗の改装資金、車両購入、機械・設備の購入などに

【申込に必要な書類】

- 個人事業主**
 - ・決算書・確定申告書（直近3期分）
 - ・最近の試算表
 - ・借入金のある場合は返済予定表（住宅ローン等も）
 - ・所得税・事業税・住民税・消費税の領収書または納税証明書
 - ・設備資金／見積書、カタログ等
 - ・不動産登記簿謄本 など
- 法人企業**
 - ・決算書・確定申告書（直近3期分）（勘定科目明細書まで）
 - ・決算6ヵ月以上経過の場合は最近の試算表
 - ・借入金のある場合は返済予定表
 - ・法人税・事業税・法人住民税・消費税の領収書または納税証明書
 - ・法人の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ・設備資金／見積書、カタログ等
 - ・不動産登記簿謄本（法人・代表者所有分） など